



# 竹田ゆかり市政通信

「通信」という言葉には交流・ふれあいの意味があります

〒248-0024 鎌倉市稲村ガ崎 5-31-11 連絡先 090-3535-4474

E-mail [yukari.ain@gmail.com](mailto:yukari.ain@gmail.com) ホームページ <http://yukari-0031.xsrv.jp>

## 「クリーンステーション収集」

このままで良い…75%

市は、「来年度から3年かけて段階的に戸別収集を全市展開していく」としている。市の説明によれば、「戸別収集により、さらにごみの減量効果が見込まれる。戸別収集にかかる費用は4億円。ごみ減量見込みは700トン」とのこと。トン当たり57万円をかけて減量化をすすめる計算だ。

（現在は、焼却量オーバー分を自区外処理している。その費用はトン当たり4万7千円）

また市が試算する700トン減量は、モデル3地区での減量効果をもとにしているが、そもそも、モデル地区となっていたのか。3地区の中には、戸別収集によりごみが増えたところもある。小規模事業者が多い地域では、戸別収集でごみが出せなくなり大幅に減ったところもある。

さらに現在は、戸別収集費用を抑えるためとして、今まで週1回収集している「紙・布・缶」の回収を月2回にする案や、自治会等による集団回収に切り替えていくことを検討している。有料化・戸別収集導入により、さらに市民に負担を強いることになる。ステーション収集をしている地区の75%の方々がこのままで良いと回答。モデル地区では、ごみ出しが楽になったとの意見が63%。地域事情に応じて、これまで進めてきた「ふれあい収集」を充実させていくことで費用面での課題やサービス低下を防ぐことができるのだが。

## 個人情報不正取得 526 件！鎌倉市民に被害者はいるのか、現在調査中。一般質問①

鎌倉市は2014年4月より、本人通知制度を導入している。市が導入している本制度は、個人情報不正に取得された場合、その事実を被害者本人に通知する「事実告知型」である。(2013年12月、竹田一般質問での指摘後、導入された)本制度導入後の状況について、質問した。

●東京司法書士会に所属する司法書士が、526件の個人情報を不正取得し、3月30日に処分されているが、鎌倉市民に被害者はいるのか。

(答)現在調査中。調査には2カ月～3カ月かかる。

●鎌倉市が導入している本制度(事実告知型)は、不正取得と認定されたのち、市町村に通知が届き、その後、市が過去の請求書の中から被害者を特定し、本人に通知するものである。本人が知るまでに時間がかかり、請求書保存期間を過ぎてしまうことも起こりうる。代理人や第三者に個人情報を交付した時点で通知するような、抑止力の高い制度に変えていく必要はないか。(答)より効果的な手法を、今後検討していきたい。

### その他の要望内容

- 不正取得をした行政書士などが所属する団体への「再発防止要請」を行うこと。
- 本人通知制度の主旨をふまえて、人権意識を高める取り組みを行うこと。

・「自己情報開示請求」ができることを、市民に分かりやすく説明すること。

## 裁判をすることは、誰のためにもならない

### —労働組合事務所立ち退き問題—

鎌倉市は、市役所の執務スペース不足を解消するため、第5分庁舎を建設する予定である。そのために、予定地に立つプレハブ(901号室)を解体しなければならない。現在このプレハブには組合事務所が入っているが、組合の移転先について、市側との話し合いが十分になされておらず、市は、県の行政機関である労働委員会から、「誠意ある十分な話し合いをするように」との勧告まで出されている。そんな中、市は一方的に話し合いを打ち切り、10月末までを使用期限として、「明け渡しと損害賠償の支払いを求める」訴訟を起こすとし、市議会の議案となった。

裁判となれば、第5分庁舎建設は何年先になるか分からない。分庁舎に入る予定の「子どもの家」待機児童対策も遅れることになる。裁判を起こすことより、勧告を真摯に受け止めて、話し合いを進めるべきではないか。訴訟を起こすことに反対したのは、ネット2名、共産党2名、無所属(千・竹田)の6人。(竹田反対討論)

裁判を起こすことは誰のためにもなりません。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改定され、今年4月から「教育委員会制度」が新しくなった。制度改定により始まった総合教育会議（市長・教育委員5人で構成）が、これまで3回開催され、「教育大綱」づくりの協議が進められてきた。文科省の通知では、本来「教育大綱」は、「地域の実情に応じて」「地域の住民の意向を反映して」「おもに、首長の権限に関わるもの…」としている。この間の協議を傍聴し、危惧される点を指摘した。また、進めていくべき点について考えを質した。

**教育大綱とは**…地方公共団体の「教育、学術及び文化の振興」に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針。

●国会での文科省の答弁によると、「自治体の『教育振興計画』の大きな方針に関わる部分については、これを大綱とみなすことができる。この部分を大綱と捉えたとした場合、改めて大綱をつくらなくてもよい」とされている。鎌倉市の教育振興計画である、教育プラン・生涯学習プランは、学識経験者・教育関係者を初め、保護者や子ども、多くの市民の声が反映され、2年半を要して策定されている。改めて大綱を作る必要はあったか。（答弁）新たに「教育大綱」を策定した理由は、教育委員会と市長部局との連携を強めること。地域の子どもの地域で育てていく機運を盛り上げたいと考えた。

●また、文科省は「教育課題は、地域によってさまざまであることをふまえて、地域の実情に応じて策定すること」とも答弁している。新しく策定される教育大綱は地域の実情に合っているのか。

一的確な答弁得ずー

●あえて、この5年間「郷土学習の充実…郷土への愛着と豊かな人間性を育むこと」に力を入れていくこととした理由は何か。一的確な答弁得ずー

●「郷土学習の充実」そのための条件整備は大切だが、「学校教育内容」にまで触れて、具体的に市長が内容を指定するのは、教育への政治的介入にあたるが、そのようなことはないか。（答弁）教育委員会に介入したという認識はない。

●大綱の重点施策に「子どもの貧困対策の充実」が挙げられているが、「学習支援事業」の必要性をどうとらえているか。（答）重要な課題と認識している。来年度、「学習支援事業」の実施に向けて検討を開始している。

●大綱の重点施策に「教育環境の整備…教職員の心身の健康を維持するための支援」とあるが具体的にはどのようなことか。

（答）学級支援員・教育相談員 スクールアシスタント等の充実。

●教職員のための安全衛生委員会の設置を求めた。



2012年12月、市が開発許可をした鎌倉山2丁目1585番地（市街化調整区域・予定建築物—自己居住用）について、近隣住民が起こしていた「開発許可取り消し請求」は、横浜地裁において「訴えによる利益がない」との判断で棄却されたが、東京高裁では、「訴えの利益がある」との判決がでた。市は不服とし、最高裁に上告していたが、12月14日、市が敗訴した。

今後は、市の「開発許可処分の正当性」について、横浜地裁で審議されることになる。原告（市民）は、「この土地は既存宅地の基準に適合していない」「自己の居住用の住宅か疑わしい」「造成にあたっての技術的細目規程に違反している」として、開発許可処分の取り消しを求めている。現在、それと並行して、同地で10区画の開発計画が申請されている。今後は道路幅員4.5メートルが確保されているのか等の、手続きの問題に入っていく。

**既存宅地とは**…市街化調整区域内の土地に対する制限を緩和し、その土地が「市街化調整区域とされた（線引き）時点で既に宅地となっていた」などの条件を満たした場合に、建築行為許可を免除する制度。

経過報告

鎌倉消防救命救急士2名

1394人の子ども達の安全を守る！

昨年10月23日、第51回鎌倉市陸上記録大会が、開催された。鎌倉市17校の小学6年生が、藤沢市善行陸上競技場で一堂に会して記録に挑戦する大会である。100メートル走・800メートル走（男子は1000メートル走）・ソフトボール投げ・走り高跳・走り幅跳び。その中から、自分が参加する競技を選び、練習を重ねて当日を迎える。

子どもたちは、この第二種公認陸上競技場で、自分の記録を更新したい思いでいっぱいだ。時として、無理をしすぎて、事故やけが、体調不良につながることもある。

これまで、これらの対応にあっていたのが、養護教諭2名だ。2名の養護教諭を出す学校は、その日一日養護教諭不在となる。また一方、対応にあたる養護教諭にとっては、その日初めて会うおよそ1400人の子ども達。細心の注意を払って対応にあたるが、もちろん医療行為はできない。

そこで藤沢市では、記録会当日、会場に医療従事者を配置している。鎌倉市においても、医療従事者配置の必要性を、9月一般質問で指摘した。（竹田ゆかり市政通信第10号参照）

私の一般質問を、議場で聞いてくださっていた消防長が、その後教育部長・教育長へ「救命救急士を派遣することが可能ですよ…」と声をかけてくださり、救命救急士2名の派遣がなかったと聞いている。陸上記録会当日、開会式で救命救急士お二人の紹介があった時、応援席の子どもたちや、保護者から歓声が上がったとのこと。子どもたちも保護者の皆様も、どれだけ安心されたことか。

早速、消防長にお礼の電話を入れると、「安全を守ることが、消防の姿ですから…」と、さり気なくおっしゃっていた。目指すべき理念をもって、日々仕事に取り組みたい。いらっしゃることに改めて敬意を表したい。